平成２５年（フ）第１３０号
川崎市多摩区菅馬場３丁目29番14号　テラスハウス山佐Ｂ－２
債務者　平田ひろみ（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
川崎市川崎区小田４丁目９番３号　Ｗｉｌｌ小田Ａ棟102、前住所川崎市川崎区渡田２丁目10番１号　夏堀荘
債務者　橋本　昌三
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
川崎市川崎区四谷上町23番３―216号　ＴＯＰ川崎第８、前住所千葉県銚子市豊里台２丁目1278番地７
債務者　阿佐賢二郎
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
川崎市川崎区観音１丁目２番20号　サニースクエアＢ―202
債務者　加藤　　彩
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
川崎市高津区子母口119番地１　県営たちばなホームズ２―101
債務者　横地　康之
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
北海道旭川市永山４条10丁目３番８号　アイリーＤ号室
債務者　村上　弘剛
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
北海道旭川市末広東１条４丁目４番１号
債務者　上野　利治
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
北海道旭川市北門町13丁目2144番地の117　日興ビル202号室
債務者　佐々木和之
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
北海道旭川市８条通21丁目1959番地
債務者　藤田セツ子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１２号
北海道旭川市東光11条４丁目３番12号　オカダハイツ102
債務者　齋藤　　綾
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１６号
北海道旭川市神楽岡５条６丁目１番３号　シティハウス101
債務者　北村　章子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１８号
北海道富良野市桂木町２番178号
債務者　森下　恵子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
北海道旭川市８条通８丁目41番地の11　東ハイツ８・８
債務者　稲田　勝枝
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０７号
東京都町田市本町田2841番地４コーポひなた101
債務者　伊藤　城二
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部